燃料電池自動車(FCV)の利用に関する注意事項

静岡県経済産業部産業革新局 エネルギー政策課

提案書の提出

- 既に貸出予約が入っている場合がありますので、提案書の提出前に県へご確認をお願いします。
- 使用日より原則1か月以上前に提案書を提出してください。

外部給電器

- 電源供給には「外部給電器」が必要となります。
- 外部給電器を使用する場合は、提案書御提出前に、県へ御連絡をお願いします。県で外部給電器貸出元と貸出予約の調整をいたします。ただし、イベントが集中する時期等ご希望に添えない場合がございます。
- 外部給電器の貸出費用は無料となりますが、給電器返却時の輸送費については使用者負担となります。
- 使用後は、貸出元が指定する場所へ事業者(使用者)が返却願います。
- 貸出中の外部給電器の破損・滅失や接続した電気設備の破損等については、 使用者責任となります。

水素充填の扱い

返却時は、県庁最寄の水素ステーション(水素ステーション静岡:静岡市駿河区曲金)で、水素を満充填した上で御返却ください。(水素代は使用者負担)

- ※ 水素ステーション静岡での支払いはクレジットカードのみとなりますので ご注意ください。(市町の方は事前に県へ要相談)
- ※ 日曜日、年始年末、祝祭日、定期メンテナンス期間は営業しておりません。
- ※ 営業時間:10時~18時まで

車両の引渡等

- ① 引渡·返却場所: 県庁
- ② 引渡·返却時間:開庁日の午前9時00分~午後5時(正午~午後1時を除く)
- ③ FCVのイベント会場等までの運搬(運転)は、借受者で対応願います。
- ※ 引渡受付はエネルギー政策課(東館9階)でいたします。

自動車保険(任意保険)の扱い

① 貸出する車両は、静岡トヨタ自動車が自動車保険に加入しています。

· 対人賠償、対物賠償:無制限

・ 人身傷害保険 : 3,000 万円

・ 車両保険 : 750 万円 (免責なし)

② 万が一事故があった場合には、基本的には静岡トヨタ自動車が契約する自動車保険で対応しますが、補償限度額を超える損害、保険金が支払われない損害並びに有料付加サービスについては、全て運転者の負担となります。

利用上の注意事項

- ① 道路交通法等交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。
- ② 車両の又貸しや目的外の使用はしないでください。
- ③ 交通事故があった際は、速やかに警察へ連絡し、県及び静岡トヨタ自動車 (株)の担当部署まで御連絡ください。当事者だけでの示談は厳禁します。
- ④ 車内での喫煙・飲食は絶対にしないでください。
- ⑤ 汚れ、泥等がついた場合は必ず洗車・清掃の上、返却願います。
- ⑥ 返却時間は厳守願います。

利用上の注意事項

車両返還日から30日以内に実績報告書(規定様式)にFCVの活用状況が分かる写真を添付の上、メールにて御提出ください。

(送信先メールアドレス: energy@pref.shizuoka.lg.jp)

※いただいた写真は、活用実績の報告・紹介のため、県HP等で紹介させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

トラブル時連絡先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課 (電話番号) 054-221-2949

静岡トヨタ自動車㈱営業推進部営業企画課 (電話番号)054-264-7060

上記担当部署に連絡が取れない場合… 静岡トヨタ自動車㈱長沼店 (電話番号) 054-262-2111